

山梨県公報

第千九百九十四号

平成十三年

五月二十一日

月 曜 日

目 次

公 告

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について 二九五
開発行為に関する工事の完了について(二件)..... 二九五

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 附則第四項の許可に係る次の開発行為及び公共施設に関する工事は、完了した。
平成十三年五月二十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
 韮崎市旭町上條南割字川原石三〇〇一の一、三三〇一の二、三三〇五の三、三三一六の一、三三二七の一及び三三二二の一
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置 及び 区域
水道	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡北地域振興局建設部及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東京都府中市分梅町二丁目二十番地五 株式会社エーワン精密 代表取締役 梅原 勝彦

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 附則第四項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成十三年五月二十一日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 附則第四項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成十三年五月二十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
 南都留郡勝山村字西中狸穴三三三並びに字鬼久保三四七〇、三四七一、三四七七の一、三四七七の二、三四七八の一、三四七八の二、三四七九、三四八〇、三四八一、三四八二、三四八三、三四八四、三四八五、三四八六、三四八七及び三四八八
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 南都留郡勝山村三千四百七十九番地 株式会社協和生コン 代表取締役 倉沢鶴義

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
 南都留郡忍野村忍草字高芳一四〇一、一四〇二、一四〇三、一四〇四、一四〇五、一四〇六及び一四〇七の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 富士吉田市大明見四千五百三十一番地 有限会社あさやま 代表取締役 桑原孝正

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番